

各 団 体 御 中
各 個 人 御 中

請願署名の心構えと仕方

2018年2月吉日

弁護士法人茨城の大地

代表社員 弁護士 戸張順平

1 心構え

憲法16条に請願権が認められています。

(1) 請願の対象は、①損害の救済、②公務員の罷免、③法律、命令、規則の制定、廃止又は、改正、④その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有する、これは、直接民主主義の制度であって、大変重要です。

(2) 差別の禁止

何人もかかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受け付けない。

(3) 請願の署名行動、提出行動は、憲法上の権利であり、「権利の行使は違法ではない」から、これに対する差別（職場、団体、地域、公的機関、その他あらゆる場面において）は違法です。

2 仕方

(1) 請願人は、国籍、人種、性別、年齢に関係なく、誰でもできます。

(2) 署名ですが、押印は不要です。

又、自分で書くことが基本ですが、代筆は可能です。

とくに、9条改憲を許せば、直接被害を受ける子供達（0才でも可能）の請願が大事です。大人だけでなく、少年、子供、幼児も大いに参加することを求めます。

(3) 3000万人署名は、全国規模の大運動ですので、住所は、茨城県から書き始めて下さい。

(4) 外国人の氏名は、母国語で記載し、その下に母国語の読み方を片仮名で記入して下さい。尚、外国籍の人で、通名を希望する場合には、住民票及び在留カードに記載されている場合、雇用保険、年金で使用している場合はOKです。

(5) 家族全員で署名する場合でも、住所欄は全て記入して下さい（〃、同上は不可）。

3 以上の心構えと仕方で大いに署名を集めましょう。

4 集約は、取扱い団体でも結構ですし、仮称「安倍9条改憲NO！茨城県民の広場」（〒310-0804 水戸市白梅3-9-7 白梅ビル1階）に郵送して頂いても結構です。

敬具